

改正法マスター講座テキスト 目次

第1編 労働関係法令

第1章	労働基準法	3
第2章	労働安全衛生法	7
第3章	労働者災害補償保険法	27
第4章	雇用保険法	37
第5章	労働保険徴収法	47

第2編 社会保険関係法令

第1章	国民年金法	55
第2章	厚生年金保険法	75
第3章	健康保険法	101
第4章	社会保険の一般常識	125
第5章	労働の一般常識	147

第3編 一問一答編

第1章	労働基準法	188
第2章	労働安全衛生法	190
第3章	労働者災害補償保険法	194
第4章	雇用保険法	196
第5章	労働保険徴収法	198
第6章	国民年金法	200
第7章	厚生年金保険法	204
第8章	健康保険法	210
第9章	社会保険に関する一般常識	216
第10章	労働に関する一般常識	220

第 1 編

労働関係法令

第 1 章	労働基準法	3
第 2 章	労働安全衛生法	7
第 3 章	労働者災害補償保険法	27
第 4 章	雇用保険法	37
第 5 章	労働保険徴収法	47

第 1 章

労働基準法

1. 労災保険給付を受けて休業する労働者に対する解雇制限に係る判決

◎平成 27 年 6 月 8 日、労働基準法第 19 条第 1 項ただし書の適用にかかる解釈について、最高裁判所において判決がなされたことを受け、労災保険給付を受けて休業する労働者に対する解雇制限に関し、通達が発出された。

(1) 事件の概要（地位確認等請求反訴事件：平成 27 年 6 月 8 日最高裁第 2 小）

本件（専修大学事件）は、業務上の疾病により休業し労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付を受けている被上告人（専任の勤務員）が、上告人（学校法人）から打切補償として平均賃金の 1,200 日分相当額の支払を受けた上でされた解雇につき、被上告人は労働基準法 81 条にいう同法 75 条の規定によって補償を受ける労働者に該当せず、上記解雇は同法 19 条 1 項ただし書所定の場合に該当するものではなく同項に違反し無効であるなどと主張して、上告人を相手に、労働契約上の地位の確認等を求める事案である。

ちょっとだけ解説！

■労働基準法 81 条は、同法 75 条（療養補償）の規定によって補償を受ける労働者が療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合において、打切補償を行うことができる旨を定めているが、労災保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付を受けている労働者については何ら触れていないこと等からすると、労働基準法の文言上、労災保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付を受けている労働者が労働基準法 81 条にいう同法 75 条の規定によって補償を受ける労働者に該当するものと解することは困難である。したがって、本件解雇は、同法 19 条 1 項ただし書所定の場合に該当するものとはいえず、同項に違反し無効であるというべきなのか、が争点となった。⇒（これまで厚生労働省は、労災保険により補償されている場合には打切補償を支払っても解雇はできないという立場だった）

(2) 判決の要旨（平 27.6.9 基発 0609 第 4 号）

□労基法第 19 条第 1 項ただし書の解釈にかかる内容は、次のとおりである。

① 労基法上の使用者の災害補償義務は、労災保険法に基づく保険給付（以下「労災保険給付」という）が行われている場合には、それによって実質的に行われているといえるので、災害補償を使用者自身が負担している場合と、労災保険給付が行われている場合とで、労基法第 19 条第 1 項ただし書の適用を異にすべきものとはいえない。

② 労災保険給付が行われている場合は、打切補償として相当額の支払がされても傷病又は疾病が治るまでは必要な給付が行われるため、労基法第 19 条第 1 項ただし書の適用があるとしても、労働者の利益につきその保護に欠くことになるものともいえない。

③ したがって、労災保険法第 12 条の 8 第 1 項第 1 号の療養補償給付を受ける労働者が、療養開始後 3 年を経過しても疾病等が治らない場合には、労基法第 75 条による療養補償を受ける労働者が上記の状況にある場合と同様に、使用者は、当該労働者につき、同法第 81 条の規定による打切補償の支払をすることにより、解雇制限の除外事由を定める同法第 19 条第 1 項ただし書の適用を受けることができるものと解するのが相当である。

2. その他の事項について

- 労働者の同意を得た場合の賃金の支払について、一定の金融業者を制限することとなった。
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第 44 条により、年次有給休暇の賃金について、所要の改正が行われた。

(1) 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

(則第 7 条の 2 第 1 項第 2 号：平成 27 年 5 月 29 日施行)

改正後	改正前
2. 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（以下「金商法」という）第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（金商法に規定する第 1 種金融商品取引業を行う者に限り、 <u>金商法に規定する第 1 種少額電子募集取扱業者を除く</u> ）をいう）に対する当該労働者の預り金（次の要件（省略）を満たすものに限る）への払込み	1. (略) 2. 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（以下「金商法」という）第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（金商法に規定する第 1 種金融商品取引業を行う者に限る）をいう）に対する当該労働者の預り金（次の要件（省略）を満たすものに限る）への払込み

ちょっとアドバイス!

- 「労働者が指定する金融商品取引業者」は金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第 1 種金融商品取引業者のうち、第 1 種少額電子募集取扱業者（いわゆるクラウドファンディング）を除いたものに限ることとされた。

*「クラウドファンディング」とは、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。一般的には、起業家が資金調達をする手法で、不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

- 同様の趣旨の改正が、国民年金法第 110 条、国民年金基金令第 30 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに確定給付企業年金法施行令第 44 条第 2 号口の規定に基づき、「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」として定められたが、本書においては省略する。